不動産公売等における暴力団排除要綱

(目的)

- 第1条 本要綱は、八丈町暴力団排除条例(平成24年八丈町条例第14号。以下「暴排条例」という。)の基本理念に従い、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第94条又は第109条に基づき八丈町が実施する不動産公売等において暴力団排除措置を講ずることを目的とする。 (定義)
- 第2条 本要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。
 - (1) 不動産公売等 不動産を対象とした公売及び随意契約による売却をいう。
 - (2) 暴力団関係者 暴排条例第2条第3号に規定されている暴力団関係者をいい、暴力団員 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
 - (3) 執行機関 不動産公売等を執行する八丈町長をいう。
 - (4) 公売参加者 公売にあたり入札若し〈は買受けの申込みをしようとする者又は随意契約 により買受人となるべき者をいう。
 - (5) 自己の計算において公売不動産の入札等又は買い受けをさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員) 公売参加者に資金を渡すなどして入札等又は買い受けをさせようとする者をいう。

(不動産公売等への参加制限)

- 第3条 暴力団関係者は、八丈町が実施する不動産公売等の買受人等になることができない。 (暴力団関係者ではないことの陳述書等)
- 第4条 執行機関は、以下の者(買受人等)に対し、暴力団関係者ではないことを陳述するために、暴力団関係者ではないことの「陳述書」(別記様式)を執行機関に提出するよう求め、受領すること。なお、法人である場合には、「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」(別紙)を合わせて、提出するよう求め、受領すること。
 - (1) 不動産公売等により決定した最高価申込者、次順位買受申込者及び随意契約による買受人(以下「最高価申込者等」という。)
 - (2) 最高価申込者等が法人である場合には、その役員
 - (3) 最高価申込者等に、自己の計算において公売不動産の入札等又は買い受けをさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)

(排除措置)

- 第5条 不動産公売等の執行機関は、手続中に買受人等が暴力団関係者であることが判明した場合は、売却決定等の処分をしないこと、又は取り消すことができる。
- 2 不動産公売等の執行機関は、警視庁その他から公売参加者が暴力団関係者であるため不動産公売等から排除するよう事前に要請を受けた場合は、暴力団関係者であることを確認した上で、不動産公売等から除外するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 その他、暴力団排除のために処分の取消等が必要な場合、執行機関は八丈町税務課と協議

の上で必要な措置を講ずることができる。

(暴力団排除の周知)

第6条 執行機関は、本要綱が規定する事項について、必要な広報等を実施して公売参加者に 周知するように努める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。